トラック	車両総重量二・五t超	一年	〃	五、七〇〇円
	車両総重量二・五t以下	一年	〃	四、一〇〇円
特種車		二年	〃	一万一、四〇〇円
		一年	〃	五、七〇〇円
小型二輪		二年	定額	四、六〇〇円
		一年	〃	二、三〇〇円
検査対象軽自動車		二年	〃	八、二〇〇円
		一年	〃	四、一〇〇円
トラック	車両総重量二・五t超	一年	五、〇〇〇円	五、四〇〇円
	車両総重量二・五t以下	一年	三、八〇〇円	三、九〇〇円
特種車		二年	一万円	一万八〇〇円
		一年	五、〇〇〇円	五、四〇〇円
小型二輪		二年	四、四〇〇円	四、四〇〇円
		一年	二、二〇〇円	二、二〇〇円
検査対象軽自動車		二年	七、六〇〇円	七、八〇〇円
		一年	三、八〇〇円	三、九〇〇円

(六)　自動車重量税の免税等の特例措置について、平成二六年四月一日以後に初めて自動車検査証の交付を受けた検査自動車のうち、当該自動車検査証の交付に係る自動車重量税を免除されたものについては、当該自動車検査証の交付を受けた日後最初に受ける自動車検査証の交付等に係る自動車重量税を免除することとした。（租税特別措置法第九〇条の一二関係）

(七)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長することとした。

(1)　特定の用途に供する石炭に係る石油石炭税の軽減措置（租税特別措置法第九〇条の三の三関係）

(2)　特定の石油製品を特定の運送又は農林漁業の用に供した場合の石油石炭税の還付措置（租税特別措置法第九〇条の三の四関係）

(3)　輸入・国産農林漁業用A重油に係る石油石炭税の免税・還付措置（租税特別措置法第九〇条の四及び第九〇条の六関係）

(4)　航空機燃料税の税率の特例措置（租税特別措置法第九〇条の八関係）

(5)　特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例措置（租税特別措置法第九〇条の九関係）

一〇　税理士法の一部改正関係

1　税理士となる資格を有する者について、公認会計士は、公認会計士法第一六条に規定する実務補習団体等が実施する研修のうち、一定の税法に関する研修を修了した公認会計士とすることとした。（税理士法第三条関係）

2　一定の事務又は業務に一定期間従事したことにより認められる受験資格について、その従事期間を二年以上（改正前三年以上）とすることとした。（税理士法第五条関係）

3　一定の欠格事由に該当していた者が、欠格期間を経過した後に税理士の登録申請をした場合に、その者に税理士業務を行わせることがその適性を欠くおそれがあるときは、その者は、税理士の登録を受けることができないこととした。（税理士法第二四条関係）

4　調査の通知について、税務官公署の当該職員は、租税の課税標準等を記載した申告書を提出した者の同意がある一定の場合に該当するときは、その申告書を提出した者への通知は、その租税に関し税理士法第三〇条の書面を提出している税理士に対し行えば足りることとした。（税理士法第三四条関係）

5　非税理士に対する名義貸しの禁止規定及びその違反に対する罰則を設けることとした。（税理士法第三七条の二、第四八条の一六、第五九条及び第六三条関係）

6　税理士に係る懲戒処分のうち、税理士業務の停止について、その期間を二年以内（改正前一年以内）とすることとした。（税理士法第四四条、第四五条及び第四八条の二〇関係）

7　税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項について、租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する規定を、その対象に加えることとした。（税理士法第四九条の二及び第四九条の一四関係）

一一　内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律の一部改正関係

1　金融商品取引業者等は、その顧客（別表法人等を除く。）からの依頼により国外証券移管等をしたときは、その国外証券移管等ごとに、その顧客の氏名又は名称及び住所、その国外証券移管等をした有価証券の種類及び銘柄その他の事項を記載した国外証券移管等調書を、その国外証券移管等をした日の属する月の翌月末日までに、当該国外証券移管等を行った金融商品取引業者等の営業所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととした。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第二条、第四条の二、第四条の三、第七条及び第九条関係）

2　国外送金等調書等を提出すべき金融機関等が、所轄税務署長の承認を受けた場合には、当該所轄税務署長以外の税務署長に対し、当該国外送金等調書等に記載すべき事項を、電子情報処理組織を使用する方法又は光ディスク等を提出する方法のいずれかの方法により提供できることとした。（内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第四条及び第四条の三関係）

一二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部改正関係

1　個人所得課税

(一)　東日本大震災により住宅、家財等に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復支出についてやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年以内にすることができなかった居住者が、当該事情のやんだ日の翌日から三年以内にその支出をしたときは、当該連原状回復支出は災害関連支出とみなして、雑損控除及び雑損失の繰越控除を適用することができることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四条関係）

(二)　東日本大震災により事業用資産に損失等が生じた場合において、震災関連原状回復費用についてやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年以内にその支出をすることができなかった居住者が、当該事情のやんだ日の翌日から三年以内にその支出をしたときは、当該支出をした金額は災害に関連するやむを得ない支出の金額とみなして、被災事業用資産の損失の繰越控除を適用することができることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第七条及び第一六条の三関係）

(三)　東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている青色申告書を提出する個人で株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定の対象となったもの又は産業復興機構の組合財産である債権の債務者であるものについて、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の一定の要件を満たすものが策定された場合には、債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費算入の特例の適用を受けることができることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一一条の三の二関係）

(四)　東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている内国法人（中小企業者に該当するものに限る。）で株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定の対象となったものについて、債務処理に関する計画で一般に公表された債務処理を行うための手続に関する準則に基づき策定されていることその他の一定の要件を満たすものが策定された場合には、債務処理計画に基づき資産を贈与した場合の課税の特例の適用を受けることができることとした。（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一二条の三関係）